◎新潟県教育委員会告示第15号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第１項に基づく届出により、平成25年11月26日に次のとおり施設の設置者の名称及び所在地の表記を変更登録した。

平成25年11月26日

新潟県教育委員会教育長　　高　井　　盛　雄

設置者の名称及び住所	公益財団法人　雪梁舎美術館 新潟県三条市興野二丁目19番38号 【変更前】 財団法人美術育成財団　雪梁舎 新潟県三条市興野二丁目19番38号
施設の名称	雪梁舎美術館
施設の所在地	新潟県新潟市西区山田451番 【変更前】 新潟県西蒲原郡黒埼町大字山田字中道上ノ中451番
登録番号	新潟県第27号
博物館の変更年月日	平成25年11月26日